2019 旭市10大ニュース

1位	◇台風15号・19号などが千葉県に上陸 ―市内でも建物や農業施設などに多くの被害―
2位	◇新庁舎建設工事が始まる ―起工式で工事の安全を祈願―
3位	◇東京2020オリンピック聖火リレールート概要が発表 ―聖火が旭にやって来る―
4位	◇生涯活躍のまち形成事業 ―事業内容の提案が挙がる―
5位	◇あさピーのオリジナル婚姻届と出生届の配布を開始 ―二人や家族の記念に利用してください―
6位	◇千葉県議会議員選挙 ―髙橋秀典県議会議員が誕生―
7位	◇旭市名誉市民 元千葉県議会議員 飯島重雄氏 逝去 ―永きにわたり東総地域の発展に尽力―
8位	◇ラッピングバスで旭の観光をPR ―銚子～東京間など高速バスの3路線で運行―
9位	◇北村健一選手がサーフィンの世界大会で準優勝 ―国別対抗リレーレースに出場―
10位	◇新一万円札の顔「渋沢栄一と旭展」開催 ―旭市とのゆかりの資料を展示―

2位／新庁舎の完成イメージ

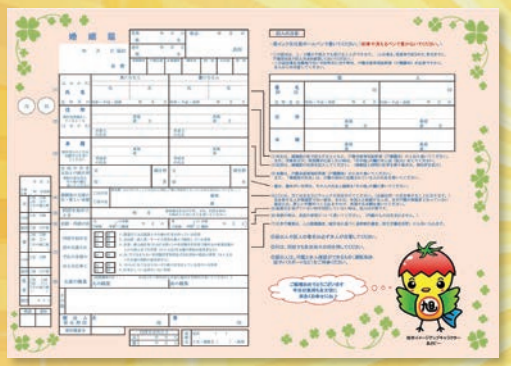

5位／あさピーのオリジナル婚姻届

8位／運行中のラッピングバス

台風15号などで被害に遭った人へ

千葉県災害義援金が配分されます

台風15号・19号、10月25日の大雨で人的な被害や住宅に被害を受けた人を対象に、県内外から寄せられた千葉県災害義援金が配分されます。

対象の人は手続きを

人的被害の対象／災害弔慰金や千葉県災害見舞金の死亡者に該当する人の遺族、災害を直接的な原因とする傷病で、1か月以上の治療を受けた人。

住家被害の対象／住んでいた家屋に被害を受け、り災証明書の交付を受けた住宅の世帯主。り災証明書の交付を令和元年12月10日までに受けた対象者には、申請書が届いています。12月11日以降に交付を受けた対象者は、県の第2次配分が決定した後、申請書が届きます。

対象の区分と配分金額

千葉県災害義援金配分委員会が決定した人的被害（表1）、住家被害（表2）の基準により、災害義援金が配分されます。

【表1】人的被害

区　分	配分金額
死亡	30万円
重傷者※	15万円

※医師の診断書が必要です。

【表2】住家被害

区　分	配分金額
全壊	30万円
半壊	15万円
床上浸水	3万円
一部損壊	1万円

問い合わせ先
財政課契約検査班（☎62-5394）、会計課出納班（☎62-5335）